

国民健康保険税

子どもの均等割軽減について

令和4年度より、子育て世帯の負担軽減を図るため、子ども（対象者・0歳から20歳を迎えた最初の3月31日まで）に対する国民健康保険税の均等割が5割軽減されます。

申請については、所得・年齢などに応じて軽減判定されるため、**申請の必要はありません。**

7割・5割・2割軽減世帯では、子どもの均等割がさらに5割軽減となるため、例えば、7割軽減世帯の場合、軽減後の3割に対し5割が適用となり、8・5割が軽減されます。

広報とね4月号にも掲載しましたが、国民健康保険税は、令和4年度より3方式から2方式へ変更になります。計算方法は、所得割+均等割で計算された、医療給付分・後期高齢者支援金分・介護納付金分（40歳以上65歳未満）それぞれを足したものが年間の保険税額として算出されます。

内容の詳細については、7月中旬に発送予定の国民健康保険税決定通知書をご確認ください。

▼問い合わせ先

保険年金課 国民健康保険係
☎68・2211（内線172・174）

医療福祉費支給制度

マル福について

医療福祉費支給制度（マル福）をご存じですか？

町では、医療福祉費支給制度（マル福）に該当する方へ、医療保険が適用となる入院や外来、調剤にかかる医療費を助成しています。

下記のいずれかに該当となる方には、「医療福祉費受給者証」を交付していますので、まだ申請をしていない方は、お早めに保険年金課窓口にお越しください。

▼申請に必要な書類（各区分共通）

- ① 対象者の健康保険証
- ② 本人または保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- ③ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード・通知カードなど）
- ①②③（各区分共通）のほかに、
 - 妊産婦の方：母子健康手帳
 - 重度心身障がい者の方：身体障害者手帳など、障がいの程度を証明する書類

●ひとり親家庭の方：戸籍関係書類など対象区分によって必要となる書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

▼問い合わせ先

保険年金課 医療年金係
☎68・2211（内線177）

新築マイホーム取得助成金

最大55万円を助成

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築確認日から5年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を助成しています。

令和4年度新築マイホーム取得助成金のご案内

▼申請期限 住宅取得に伴う登記の日から1年以内

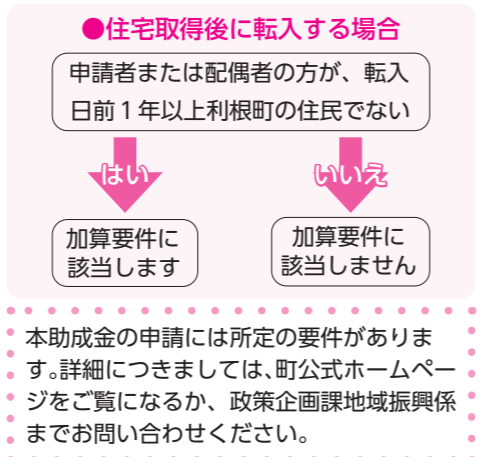
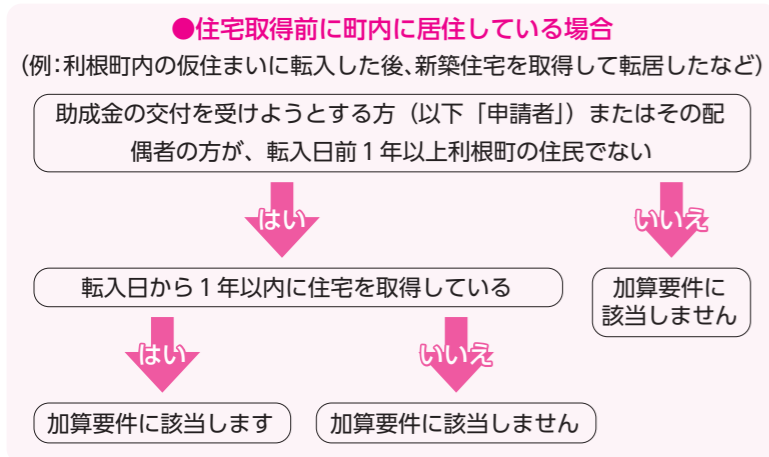
▼申請締め切り日 10月31日(月)

▼助成金額 25万円

※左記加算事由に該当する場合、それぞれ助成金に加算します。
(助成金の交付は、同一申請者(同居人も含む)に対して1回限りとなります。)

加算要件	加算金額
中学生以下の子どもと同居する世帯	5万円/1人(上限15万円)
転入世帯※	10万円
テレワークにより勤務を行う転入世帯	5万円

※下記フロー図参照



▶問い合わせ先 政策企画課 地域振興係 ☎68-2211（内線332） Email: chiiki@town.tone.lg.jp

延長窓口のお知らせ

税務課の一部業務の追加について

毎週水曜日（国民の祝日を除く）は、住民課の窓口を午後8時15分まで延長しておりますので、ぜひ、ご利用ください。

また、6月15日(水)から税務課の一部業務が追加となります。延長窓口業務は次のとおりです。



- ▼住民課関係
- ・ 戸籍全部事項証明書などの交付
 - ・ 住民票の交付
 - ・ 印鑑登録および印鑑登録証明書の交付
 - ・ パスポートの交付
 - ・ マイナンバーカードの交付（午後7時まで）
- ▼税務課関係(住民課窓口で交付)
- ・ 所得証明書の交付
 - ・ 課税（非課税）証明書の交付

▼問い合わせ先 ☎68・2211

- ・ 住民課 窓口係 (内線161・164)
- ・ 税務課 町民税係 (内線203・204・205)

空き家バンクに登録しませんか？



▼空き家バンクとは？

空き家の売却・賃貸を希望する所有者から登録していただいた物件情報を、町公式ホームページなどで公開し、移住・定住を目的に空き家の利用を希望する方に情報提供する制度です。
※平成27年度より、利根町空き地バンク制度も実施しています。

空き家バンク登録制度について

町では、移住・定住促進による地域活性化を図るために、空き家バンク制度を実施し、「空き家を貸したい」、「売りたい」という方の物件登録申し込みを募集しています。
町内に空き家を所有されている方は、空き家バンクへの登録をお願いします。

また、空き家バンクを利用された方に対し、助成金などの交付を行います。(転入だけでなく、町内転居の場合もご利用いただけます)

●空き家リフォーム工事助成金

空き家のリフォーム工事の費用の一部を助成します。

▼対象者 空き家の所有者または空き家を購入・賃借した方

▼助成額 リフォーム工事費用の総額の2分の1（上限30万円）

●空き家子育て活用促進奨励金

中学生以下のお子さまと同居する方に子育て奨励金を交付します。

▼対象者 中学生以下の子どもの同居している方

▼助成額 20万円
各種助成制度には、その他所定の要件があります。

※空き家バンクおよび助成制度の詳細につきましては、町公式ホームページまたはお問い合わせにてご確認ください。

▼問い合わせ先

生活環境課 環境衛生係
☎68・2211（内線232）
Email: eisei@town.tone.lg.jp

